

# 鳥取大学卓球部部則

## 第1章 総則

- 第1条 本部は鳥取大学卓球部と称し、部室練習場等の活動の本部を本学内に置く。
- 第2条 第1項 本部は鳥取大学に在籍する学生、及び教官を主たる構成員とする。  
第2項 かつて本部の構成員であった者は、本部の活動に助言と援助を与える。
- 第3条 本部は次の目標に従って活動する。
- 1、 卓球を通じて部員相互の親睦をはかり、あわせて大学生としてふさわしい人格を形成する。
  - 2、 卓球技術の向上に努め、その水準を高めると共に、スポーツ精神ならび団体精神を養う。

## 第2章 活動

- 第4条 本部は次の活動を行う。
- 1、 練習
  - 2、 合宿
  - 3、 対外試合
  - 4、 親睦をはかるために必要な行事
  - 5、 部会又は、部員会で決定したその他の活動
- 第5条 本部は、中国学生卓球連盟、日本学生卓球連盟、鳥取県卓球連盟、及び鳥取市卓球協会、日本卓球協会に加盟し、所属し、各団体の規定に従ってその活動に参加協力する。

## 第3章 部員

- 第6条 第1項 本部の構成員のうち、学生である者を部員とする。  
第2項 鳥取大学の学生は、必要事項を記入した入部届を本部に提出することによって仮入部できる。  
第3項 前項の届け提出の日から3週間以内に、指示された入部金を納入することによって、正式に入部したものとされ、部員名簿に記載される。
- 第7条 第1項 部員は常に部の発展の為に、この部則を尊重、厳守し、役員会の指示に従って真剣に活動しなければならない。  
第2項 本部の器物を損傷したものは、原則として弁償の責に任ずる。

- 第8条 第1項 部員は書面で役員会に届け出、受理されることによって退部することができる。ただし、役員又は事務引継ぎ来りの前役員は、原則としてこの限りではない。
- 第2項 役員会は退部届けを受理したら、報告しなければならない。
- 第3項 何らかの事情によって休部したい者は、書面で役員会に届け出ることによって休部でき、その期間中の部費を免除される。休部の詳細な用件については、個別に役員会が決定する。
- 第9条 第1項 次の者は退部したものとみなす。
- 1、無断で部費滞納が6ヶ月を越える者
  - 2、鳥取大学の学生でなくなった者
- 第2項 役員会は、次の者に対して、退部するように勧告することができる。
- 1、練習及び、その他の部活動を怠った者
  - 2、部の名誉を傷つけた者
  - 3、部則に違反した者
  - 4、部内で破壊的行為を行った者
  - 5、部費を無断で5ヶ月以上滞納した者
- 第10条 第1項 一度退部した者の再入部については、入部の場合に順ずる。
- 第2項 除名によって退部した者は、その後1年間は再入部を認めない。  
その者の再入部にあたっては、役員会の承諾を要す。
- 第3項 前項の規定は、役員会の承認に基づいて、部会はこの適用を排除できる。
- 第11条 本部は若干名の教官を顧問として意嘱する。
- 第12条 本部は次の役員を置く。
- 1、主将 1名
  - 2、副主将 2名(男女各1名)
  - 3、主務 1名
  - 4、副主務 2名(男女各1名)
  - 5、会計 1名
  - 6、書記 1名
  - 7、トレーナー 1名
  - 8、記録 2名(男女各1名)
- 第13条 役員は、近県硬式卓球選手権大会から、翌年の近県硬式卓球選手権大会までの1年間とし、12月中を新旧役員引継ぎ期間とする。ただし、事故のために新役員が選出されない場合はそれまでの前役員が事務を行う。
- 第14条 第1項 役員は、在任中誠実に部務を行わなければならない。
- 第2項 役員は、他の部員の模範とならなければならない。

- 第15条 役員の兼任、再任は妨げない。
- 第16条 主将は、部員を直接に統括し、部務を総理すると共に、部を代表する。
- 第17条 副主将は、主将を補佐し、主将に事故ある時は、その任務を代行する。
- 第18条 主務は、学連及び卓連関係、学校当局との交渉、連絡を行うと共に、遠征に関する事務を行う。
- 第19条 副主務は、主務と協力して、部内の事務一般を行う。
- 第20条 記録は、対外試合及び学内試合の記録の責任者である。
- 第21条 会計は、部の金銭収支に関する事務を行う。
- 第22条 書記は、会議を記録し、役員会及び部会の決定事項等を、部員に知らせると共に、通信連絡及び部告に関する事務を行う。
- 第23条 トレーナーは、部員のトレーニング全般を指導する。
- 第24条 役員は部会で選挙する。ただし、臨時の代行は役員会で決定することができるが、役員が欠けた場合の後任は部会でのみ決定できる。
- 第25条 第1項 役員選挙は立候補、又は推薦によって行う。推薦された者は原則として辞退できない。
- 第2項 立候補、又は推薦された者が1名のみ場合は、選挙にかえて信任投票を行う。
- 第3項 選挙の場合は単純多数で、信任投票の場合は過半数で、役員を決定する。ただし、前者の場合、決選投票を行うことを妨げない。
- 第26条 部員は、不適当と思われる一部、又は全部の役員を解任できる。これに関する手続きは、第29条、第31条に規定するところによる。

## 第5章 部会及び役員会

- 第27条 全部員で構成する部会は、最高決定機関である。
- 第28条 第1項 役員会は第12条に定める役員をもって構成員とする。ただし、役員会の決定によっては現部員を加えることができる。
- 第2項 役員会は、1対となって部務を行い、連帯して責任を負う。
- 第3項 役員会は、必要ある場合は補佐する委員を選任できる。
- 第29条 第1項 主将は毎月1回定例部会を招集する。定例部会は、役員会は活動の報告を行う。
- 第2項 臨時の部会は次の場合、主将が1週間以内に招集する。
- 1、主将又は役員会が必要と認めた場合
  - 2、部員が、全部員の1/10以上の署名をもって、議題を示して召集を要求した場合

3、部員が、全部員の1/4以上の署名をもって、役員の一部又は全部の解任を要求した場合

第3項 部会は開催日の5日前までに報告されなければならない。

第30条 第1項 部会では表決の際、役員が議長を務めることはできない。

第2項 部会の決議は、第31条に定める場合を除いては、全部員の2/3以上の出席者で、その出席者の過半数をもって行う。ただし、委任状は全部員の1/10まで認める。

第3項 表決の際、可否同数の場合は否決されたものとする。

第31条 第1項 次の場合は、出席者の2/3以上の賛成がなければ決議できない。なお、この場合、部会は全部員の2/3以上の参加がなければ成立しない。

- 1、部則を改正する場合
- 2、部員を解任する場合
- 3、部員を除名する場合

第2項 本部の解散は、3名以上の反対者があれば、これを行うことができない

第32条 第1項 部会では、部活動について報告、討議、決定を行う他、提出された議題及びこの部則に定める事項について決議する。

第2項 役員会の決定及び部費の支出は、部会の決定に反して、これを行うことはできない。

## 第6章 練習

第33条 部員は練習する義務を負う。

第34条 練習は通常毎日行う。ただし、その練習はランキング戦その他の活動にかえることができる。

第35条 練習は本部の最も基本的な活動であるから、厳正になされなければならない。

第36条 練習についての詳細な事項は主将が定める。

## 第7章 会計

第37条 部員は、本部の活動に必要な費用を部費として負担しなければならない。

第38条 第1項 部費は、毎月1回、一定額の部費を会計に納入する。4年次以上の部費については、入学後4年目の12月以降の部費を免除することができる。

第2項 前項の部費の金額は役員会で定め、部会の承認を得る。会計及びその他の役員は、部会でその金額を定めた理由を述べなければならない。また、説明を求められたら拒むことはできない。

第3項 部費の変更は前項に準ずる。ただし、減額の場合は部会の承認を要しない。

第39条 会計は、必要ある場合は役員会の決議に基づいて、理由を附して臨時に部費を徴収できる。ただし、事後の部会の承認を要す。

第40条 会計は部費滞納者に督促することができる。

第41条 部費は部全体の活動のために有効に使わなければならない。

第42条 会計は部費、その他の金銭収支を会計簿に記載しなければならない。

第43条 会計は、部会において、会計報告をしなければならない。

第44条 部員はいつでも会計簿を観覧することができる。

## 第8章 除名

第45条 次の場合は、役員会の全員一致の決議、又は、部員の1/4以上の署名に基づいて、部会で、2/3以上の賛成で該当部員を除名できる。また、役員会は、これらの者に対して第9条第2項の退部勧告をすることができる。

- 1、練習及びその他の部活動をはなはだしく怠った場合
- 2、本部の名誉を著しく傷付けた場合
- 3、部則を違反し、または、部を破壊するような非行を行った場合

※備考 鳥取大学卓球部創立記念日月日

昭和22年4月1日